

公立大学等にふさわしい評価機関における「大学評価基準（案）」と各認証評価機関の評価基準の比較表（平成24年6月15日）G2

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>公立大学等の地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学にふさわしい「大学評価基準（第1次素案）」について（抜粋）</p> <p>第1次素案は、基本的な構成をとる「評価基準Ⅰ」及び、すでに認証評価を受け、評価結果が存在する大学が「評価基準Ⅰ」に替って選択することができる「評価基準Ⅱ」の2つの基準から構成されています。</p> <p>「評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準」は、これまで国内の3つの認証評価機関において実施されてきた評価の基準をベースとしており、法令に定められた事項※に沿ったものです。</p> <p>「評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準」は、主として以下の問題意識に基づいて構成されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認証評価は評価を受ける大学を支援する観点から行うものであること。 2 認証評価は日常的に行われる大学改革の作業を踏まえ、その結果は改革の作業へ日々還元されるよう、改革と評価とが密接に結び付いたものであること。 3 認証評価作業終了後も、評価者と評価される大学との間で質保証のための継続的な対話を行うことで、評価結果が生きるものである 	<p>はじめに</p> <p>この「大学評価基準」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について定めたものです。大学評価基準は10の「基準」で構成されています。</p> <p>大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として、大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものです。10の基準には、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されています。評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行います。大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしていると判断されることとなります。</p>	<p>大学基準 趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学は、学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性を備えた有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造および活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。大学は、この使命を自覚し、大学として適切な水準を維持すると同時に、その掲げる理念・目的の実現に向けて組織・活動を不断に検証し、その充実向上に努めていくことが必要である。 2 この大学基準は、大学基準協会が行う大学評価の基準となるものであり、同時に大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針を定めるものである。 <p>趣旨</p> <p>ここでは、大学のあり方について明らかにするとともに、大学基準の意義について述べている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学のあり方について 	<p>公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という）が行う認証評価は、評価機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という）及び方法、手順に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価した結果を分析し、機関全体として「評価基準」を満たしているかどうかを判断します。</p> <p>評価機構では、各大学の個性、特色、特性を十分に発揮できるよう配慮し、自律性を尊重した評価を行います。</p> <p>また、大学評価は強制や義務による受身的なものではなく、各大学の教育研究活動等の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置付けています。</p> <p>これらのことから、各大学が掲げている使命・目的及び教育目的に基づいて、自発的かつ積極的に自己点検・評価に取り組めるよう、「評価基準」は基本的・共通的な最小限の事項にとどめ、各大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に基準及び基準項目</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>こと。</p> <p>4 認証評価を受け、その結果を公的機関や市民に対して公表することが、公的機関や市民による大学の有効な活用を促すものであること。</p> <p>5 公立大学の場合、その設置自治体が大学の業務全体の機能の評価を行ったり、大学に関する施策を決定したりするにあたって、認証評価が当該大学の教育研究に対する行政組織の理解を促進し、大学の発展のための活動資金や人的資源の投入に関する妥当な判断を促すために有効に働くものであること。</p> <p>6 評価を受ける大学の教員・職員にとって、評価のプロセスが、大学評価及びガバナンスについて十分に学ぶ機会となるものであること。</p> <p>7 すでに実施され公表された認証評価を踏まえることで、評価負担を軽減しながら、より建設的な評価を行えるものであること。</p> <p>※ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の第一条第二項の定め。</p>	<p>基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定されており、基準を設定した意義や背景等を説明する「趣旨」が記述されています。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p> <p>大学機関別認証評価においては、各大学に対して教育研究に関する目的の記述を求めます。大学の目的は、それぞれの大学の個性や特色を明示するものであり、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた大学が達成しようとしている基本的な成果等に言及されていなければなりません。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることとなります。</p>	<p>大学は、高度の教育および学術研究の中心機関として、豊かな人間性の涵養に留意しつつ真理の探究と人材育成に努め、不断に大学と社会の活動全般を検証し、大学としてふさわしい教育研究水準の維持・向上と、社会の福祉の向上に資する責務を負っている。</p> <p>今日における学術研究の高度化、社会・経済構造の変化、国際化の進展は、大学の高度化・多様化・個性化の促進を要請している。一方で、大学は高度な専門性を有する者の集団として、社会の動向を建設的な見地から批判的に検証し、より良い社会の実現のための提言や知識の提供を行うことが、社会から求められている。大学は、これらの社会的要請にどのように対応しているか、絶えず自らに問いかけ、教育研究活動の改善向上に努めなければならない。</p> <p>2 大学基準の意義について</p> <p>大学基準は、本協会が大学評価を行う際の評価の基準として設定したものである。また、この基準は、各大学の理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することが期待されている。</p> <p>大学基準は、この基準に基づいて行</p>	<p>を設定することが求められます。評価機構が設定する各「基準」は、「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」からなります。各「基準」には、それぞれが意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。</p> <p>以上のことから、評価機構が行う認証評価では、評価機構の『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って、各大学が公的に表明した使命・目的、教育目的及び大学設置基準等の法令に依拠して作成した「自己点検評価書」、その根拠となるエビデンス及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的、総合的に評価することを通じて、各大学の改革・改善を支援するとともに、各大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
		<p>う大学評価を通して、自ら行う点検・評価を十全たらしめることとするほか、新たに正会員校となろうとする大学の改善・向上の努力を促すとともに、すでに正会員校となっている大学についても現に大学が行っている努力の状況を自ら検証するための基準として活用されることを期待し、その充実向上と発展を促すことを目的としている。</p> <p>大学基準の各項目は、それぞれの大学の特徴や立場を尊重しその改善・向上を促すという観点に立って、各大学の理念・目的を踏まえて、大学のあるべき姿を追求するための留意点を明らかにすることに主眼をおいている。</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>（法令項目に沿った評価基準）</p> <p>評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の目的 2 教育研究組織 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法基準 6 学習成果 7 施設・設備及び学生支援体制 8 教育の内部質保証システム 9 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス 10 教育情報等の公表 11 特色ある研究の推進 12 地域の要請を踏まえた教育研究成果の提供 <p>（過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準）</p> <p>評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善 2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進 3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス 	<p>目次</p> <p>基準1 大学の目的</p> <p>基準2 教育研究組織</p> <p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>基準4 学生の受入</p> <p>基準5 教育内容及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学士課程 ○ 大学院課程（専門職学位課程を含む。） <p>基準6 学習成果</p> <p>基準7 施設・設備及び学生支援</p> <p>基準8 教育の内部質保証システム</p> <p>基準9 財務基盤及び管理運営</p> <p>基準10 教育情報等の公表</p> <p>選択評価事項A 研究活動の状況</p> <p>選択評価事項B 地域貢献活動の状況</p>	<p>基準（見出し）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [理念・目的] 2 [教育研究組織] 3 [教員・教員組織] 4 [教育内容・方法・成果] 5 [学生の受け入れ] 6 [学生支援] 7 [教育研究等環境] 8 [社会連携・社会貢献] 9 [管理運営・財務] 10 [内部質保証] 	<p>大学評価基準</p> <p>基準1. 使命・目的等 領域：使命・目的、教育目的</p> <p>基準2. 学修と教授 領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等</p> <p>基準3. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計</p> <p>基準4. 自己点検・評価 領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性</p> <p>使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
（法令項目に沿った評価基準合） 評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準			
1 大学の目的	基準1 大学の目的	1 [理念・目的]	基準1. 使命・目的等 領域：使命・目的、教育目的
2 教育研究組織	基準2 教育研究組織	2 [教育研究組織]	基準2. 学修と教授 2－8. 教員の配置・職能開発等
3 教員及び教育支援者	基準3 教員及び教育支援者	3 [教員・教員組織]	基準2. 学修と教授 （再掲）2－8. 教員の配置・職能開発等
4 学生の受入	基準4 学生の受入	5 [学生の受け入れ]	基準2. 学修と教授 2－1. 学生の受け入れ
5 教育内容及び方法基準	基準5 教育内容及び方法 ○ 学士課程 ○ 大学院課程（専門職学位課程を含む。）	4 [教育内容・方法・成果] （1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 （2）教育課程・教育内容 （3）教育方法	基準2. 学修と教授 2－2. 教育課程及び教授方法 2－6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
6 学習成果	基準6 学習成果	4 [教育内容・方法・成果] （4）成果	基準2. 学修と教授 2－4. 単位認定、卒業・修了認定等
7 施設・設備及び学生支援体制	基準7 施設・設備及び学生支援	7 [教育研究等環境] 6 [学生支援]	基準2. 学修と教授 2－9. 教育環境の整備 2－3. 学修及び授業の支援 2－5. キャリアガイダンス 2－7. 学生サービス
8 教育の内部質保証システム	基準8 教育の内部質保証システム	10 [内部質保証]	基準4. 自己点検・評価 領域：自己点検・評価の適切性、誠実

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
			性、有効性
9 財務基盤及び管理運営（機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス）	基準9 財務基盤及び管理運営	9 [管理運営・財務]	基準3. 経営・管理と財務 領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計
10 教育情報等の公表	基準10 教育情報等の公表	10 [内部質保証]（再掲）	基準4. 自己点検・評価 （再掲）4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表
11 特色ある研究の推進	選択評価事項A 研究活動の状況		
12 地域の要請を踏まえた教育・研究成果の提供	選択評価事項B 地域貢献活動の状況	8 [社会連携・社会貢献]	
<p>（過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準）</p> <p>評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準</p> <p>1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善</p> <p>2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進</p> <p>3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス</p>			<p>（仮置）</p> <p>使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>1 大学の目的</p> <p>1-1 大学の目的は、それぞれの大学の設置の経緯及び社会的背景を踏まえ、学校教育法に規定されている大学一般の目的に適合するよう明確に定められていること。</p> <p>1-2 その目的が大学の内外に共有され、教育研究活動の促進に有効に働くようそれぞれの内容に整合性がとられていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 法令に適合しているか。</p> <p>② 個性・特色の明示がなされているか。</p> <p>③ 社会の要請に対応しているものであるか。</p> <p>④ 学内構成員の共有がなされているか。</p> <p>⑤ ステークホルダーとの共有がなされているか。</p> <p>⑥ 教育・研究活動との整合性がとれているか。</p>	<p>基準1 大学の目的</p> <p>1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。</p> <p>趣旨</p> <p>本評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め、各基準において、その内容を踏まえた評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を言います。</p> <p>この基準では、大学の目的が明確に定められ、その内容が大学一般に求められている目的に適合しているかについて評価します。</p> <p>各大学は、それぞれが持つ設立の趣旨、理念、歴史、環境条件等を踏まえ、社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で、その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。さらに、学部、学科又は課程等ごとに、大学院を有する大学においては、研究科又は専攻等ごとに、人材の養成に</p>	<p>基準 [理念・目的]</p> <p>1 大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。</p> <p>基準</p> <p>ここでは、各大学の理念・目的を尊重しつつも、高等教育機関としての大学が守るべき基準について述べている。（注：以下各基準において共通）</p> <p>1 理念・目的について</p> <p>理念・目的は大学のもつ個性や特徴を明らかにするものであると同時に、学問の自由を保障し、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法 第83条 第1項）という大学の目的にも沿い、最高の教育機関として、また、学術文化の研究機関として、ふさわしい内容を有するものであることが必要である。</p> <p>大学は、自ら掲げる理念・目的を具現化するために、教育研究活動に必要</p>	<p>基準1. 使命・目的等</p> <p>領域：使命・目的、教育目的</p> <p>本基準の趣旨</p> <p>大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有する機関です。このため、大学は使命・目的（建学の精神等を踏まえた大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。また、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①学位授与の方針（ディプロマポリシー）、②教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）（以下「3つの方針」という）等への反映が求められています。</p> <p>大学の使命・目的及び学部等の教育目的は、大学経営全体の基本軸となるものであり、その内容の明確性、適切性とともに、これが大学経営全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。</p> <p>1-1. 使命・目的及び教育目的の明</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていることが必要です。それらの内容は、学校教育法に定められた大学又は大学院が果たすべき目的に適合している必要があります</p> <p>基本的な観点</p> <p>1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。</p> <p>1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。</p>	<p>な組織・制度とその諸条件を整備し、その機能を十分に発揮することが必要である。同時に大学は、理念・目的に照らして教育研究活動の充実向上のための検証を行う必要がある。</p> <p>また、理念・目的は、刊行物やホームページ等を通じて、学内の構成員に周知させるとともに、社会に対しても明らかにする必要がある。</p> <p>大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。</p>	<p>確性</p> <p>1-1-①意味・内容の具体性と明確性</p> <p>1-1-②簡潔な文章化</p> <p>1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性</p> <p>1-2-①個性・特色の明示</p> <p>1-2-②法令への適合</p> <p>1-2-③変化への対応</p> <p>1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性</p> <p>1-3-①役員、教職員の理解と支持</p> <p>1-3-②学内外への周知</p> <p>1-3-③中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映</p> <p>1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性</p>
<p>2 教育・研究組織</p> <p>2-1 教育・研究・地域貢献に係る基本的な組織構成が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 学部・学科等の構成が学士課程教育の目</p>	<p>基準2 教育研究組織</p> <p>2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能しているこ</p>	<p>[教育研究組織]</p> <p>2 大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない。</p> <p>2 教育研究組織について</p> <p>大学は、理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等</p> <p>本基準の趣旨</p> <p>学修と教授は、言うまでもなく大学の機能の中核です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>的を達成するために適切なものになっているか。</p> <p>② 教養教育の体制が整備されているか。</p> <p>③ 研究科・専攻等の構成が大学院課程の目的を達成するために適切なものになっているか。</p> <p>④ その他の学内組織が、大学の目的に照らして適切に運営されるものになっているか。</p>	<p>と。</p> <p>趣旨 この基準では、各大学の教育研究に係る基本的な組織構成や、各種委員会、その他の教育研究活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価します。</p> <p>大学が、その目的の達成に向けて教育研究活動を展開するためには、学部、学科、研究科、専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）、別科、専攻科、附属施設、センター等（特定の学部又は学科に設置が必要な附属学校、附属病院等を含む。）の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が、有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。</p> <p>また、大学全体や、それぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、教授会、教務委員会等の各種委員会、その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることが必要です。</p> <p>基本的な観点 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p>	<p>科等の教育研究上の組織を編成・設置し、これを適切に管理・運営する必要がある。教育研究組織は、大学における活動単位として機能するものであり、各大学の特徴はもとより、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境に適切に対応したものである必要がある。大学は、教育研究上の組織の適切性について定期的に検証しその結果を改善に結びつけ、そのことを通して大学の潜在的能力を十分発揮させる必要がある。</p>	<p>究科等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、3つの方針を定め、学内共通理解のもとに、組織的、総合的に教学経営を進める必要があります。</p> <p>使命・目的と教育目的及び3つの方針を明確にし、内外に示すことは、教職員の意識の統一のためにも、また、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けて教育の質を高めるためにも不可欠なことです。</p> <p>2-8. 教員の配置・職能開発等 2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み 2-8-③教養教育実施のための体制の整備</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。</p> <p>2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。</p>		
<p>3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 大学の理念・目的・教育目標を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針が明確かつ体系的になっていること。</p> <p>3-2 求める教員像や教員組織の編成方針に基づき、適切に教員が配置され、その資質が適切に維持されていること。</p> <p>3-3 目的に沿った教育活動を展開するため</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。</p>	<p>[教員・教員組織]</p> <p>3 大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。</p> <p>3 教員・教員組織について</p> <p>大学は、大学として求める教員像や</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>(再掲)</p> <p>2-8. 教員の配置・職能開発等</p> <p>2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置</p> <p>2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>に必要な教育支援者や教育補助者、事務職員 の活用が適切に行われていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 教育目標に沿って、教員が適切な役割分 担が行えるような組織的な連携体制が確 保され、体系的なカリキュラム等のもとで 教育研究にかかる責任の所在が明確とな った教員組織が編制されているか。</p> <p>② 各課程においてそれぞれの教育目標に 即した教員の確保と配置がなされている か。</p> <p>③ 教員の採用・昇任基準等が適切に定めら れ、教員評価、研修、FD（ファカルティ ー・ディベロップメント）をはじめとする 教員の資質・能力向上への取組みがなされ ているか。</p> <p>④ TA等の教育補助者の活用が図られて いるか。また、教育活動の展開に必要な事 務職員、教育支援者が適切に配置されてい るか。</p>	<p>と。</p> <p>3-3 教育活動を展開するために必要な教育 支援者の配置や教育補助者の活用が適 切に行われていること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、大学の目的を達成するた めに、教員、教育支援者や教育補助者が適切に配 置されているかについて評価します。</p> <p>大学の教育を実施する上で、個々の教員及び 教員組織の果たす役割が重要であるのは言う までもありません。各大学には、大学設置基準 （通信教育を行う課程を置いている場合には、 大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基 準あるいは専門職大学院設置基準に定められ た要件を具備しつつ、教員の適切な役割分担や 組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任 の所在が明確にされた教員組織が編制されて いることが必要です。また、質及び量の両面 において、教育活動を展開するために十分な教員 組織を有していることが求められます。</p> <p>そのためには、教員の採用及び昇格等に当た って、明確な基準が定められ、適切に運用され ていることが必要です。また、教員の教育及び 研究活動等に関する評価が継続的に実施され、 教員の資質が適切に維持されていることが必 要です。</p> <p>さらに、教育活動を展開する上では、教員の</p>	<p>教員組織の編制の方針を明確に定め、 学部・研究科等の教育課程、学生収容 定員等に応じた教育研究上必要な規 模の教員組織を設けるとともに、組織 ごとに十分な教員を配置し、教育と研 究の成果を上げる必要がある。また、 大学は、教員の適切な役割分担の下 で、組織的な連携体制を確保し教育研 究に係る責任の所在が明確になるよ う教員組織を編制する必要がある。</p> <p>大学は、教員の募集、採用、昇任等 を適切に行うとともに、その地位の保 障にも十分に配慮する必要がある。教 員の採用に際しては、広く国内外に人 材を求める等人事の活性化を図ると ともに、明文化された基準と手続きに 従い、公正かつ適切な方法で採用を行 わなければならない。その際、大学は 高度の教育機関であるとともに、学術 研究の中心機関でもある点を考慮し、 人格、教育研究指導上の能力、教育業 績、研究業績、学界および社会におけ る活動実績等に留意して、候補者を選 考する必要がある。また、特定の範囲 の年齢に偏ることのないよう教員の 年齢構成に留意するとともに、男女共 同参画社会の実現に向けて教員の適 正な男女比構成にも配慮することが</p>	<p>教員の資質・能力向上への取組 み 2-8-③教養教育実施のため の体制の整備</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>みならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用が図られていることが必要です。</p> <p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。</p> <p>3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。</p> <p>3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。</p> <p>3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。</p> <p>3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する</p>	<p>重要である。</p> <p>大学は、教員の資質向上を図るために、組織的に、また、多面的に必要な措置を講じなければならない。</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>る評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p> <p>3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。</p>		
<p>4 学生の受入</p> <p>4-1 入学者受入方針が明確に定められ、周知されることによって適切な学生の受入が実施されていること。</p> <p>4-2 入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。</p> <p>② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。</p> <p>③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。</p> <p>④ 入学者受入に関する検証を行い、入学者選抜方法の改善を行っているか。</p> <p>⑤ 入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）※が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。</p> <p>4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、各大学の学生の受入方針及び受入状況等について評価します。</p> <p>大学における学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、適切な体制によって、公正かつ妥当な方法により行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見出だすという観点に立って実施されることも併せて重要となります。</p> <p>そのためには、各大学の教育の目的に沿っ</p>	<p>〔学生の受け入れ〕</p> <p>5 大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。</p> <p>5 学生の受け入れについて</p> <p>大学は、その理念・目的および教育目標を効果的に実現できるよう、学生の受け入れ方針および学生収容定員を定める必要がある。</p> <p>大学は、入学者の選抜にあたり、その受け入れ方針を基礎とし、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒および外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な選抜制度を採用し、また運用するよう努める必要がある。</p> <p>大学は、学生収容定員と在籍学生数の比率を適切に維持しなければならない</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-1. 学生の受入れ</p> <p>2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知</p> <p>2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫</p> <p>2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>て、どのような能力や適性等を持った学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた入学者受入方針を明確に定めていることが求められます。</p> <p>その上で、各大学が定めた方針に沿った方法で入学者選抜が実施され、「求める学生」が適切に見出だされていることが必要です。</p> <p>なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p> <p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。</p> <p>4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。</p> <p>4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。</p> <p>4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。</p> <p>4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを</p>	<p>ない。また、教育効果を十分にあげるために、過度な学生増は避け、大学の規模に見合う学生数を収容することが重要である。</p> <p>大学は、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されているかについて定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。		
<p>5 教育内容及び方法</p> <p>5-1 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されていること。</p> <p>5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3 学位授与方針が明確に定められ、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施されていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。</p> <p>② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</p> <p>③ 教育の目的に照らして、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。</p> <p>④ 学生の十分な学修時間を確保する、積極的な学びを実現する授業方法を採用する等により単位の実質化への配慮がなされているか。</p> <p>⑤ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、成績評価、単位認定が</p>	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>（学士課程）</p> <p>5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）※が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</p> <p>5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）※が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</p> <p>（大学院課程（専門職学位課程を含む。））</p> <p>5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</p> <p>5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。</p>	<p>〔教育内容・方法・成果〕</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>4 教育内容・方法・成果について</p> <p>（1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針</p> <p>大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。</p> <p>学位授与方針には、学位の授与にあたり、学位授与基準および当該学位に相応しい学習成果を明確に示す必要がある。また、教育課程の編成・実施方針には、教育内容、学修時間、科目の履修順序など教育活動の体系性を</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-2. 教育課程及び教授方法</p> <p>2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化</p> <p>2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発</p> <p>2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>適切に実施されているか。</p>	<p>5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</p> <p>趣旨 この基準では、各大学の教育内容及び方法について評価します。 各大学の教育内容及び方法は、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その大学の教育の目的を体現するものであることが必要です。 そのためには、教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であることが必要です。 また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（大学院課程においては、研究・論文指導を含む。）が整備されていることが必要です。 大学では、学位授与方針が明確に定められており、学生が修得する単位や取得する学位は、その方針に照らして、適切に認定・授与されなければなりません。大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証</p>	<p>示すとともに、教育課程を構成する授業科目の科目区分、授業形態、教育方法など教育課程を円滑に実施するための基本的方策の枠組みを示す必要がある。</p> <p>(2) 教育課程・教育内容 大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成する必要がある。 教育課程の編成にあたっては、いずれの専門分野にあっても、国際化や情報化の進展、また学術の動向や社会からの要請等に留意しつつ、それぞれの課程における教育研究上の目的や学習成果の修得のためにふさわしい授業科目を適切に開設する必要がある。その際、学部・研究科等の教育目標、学問の体系などを考慮するとともに、各授業科目を大学教育の一環として適切に組合せ、順次性に配慮し体系的かつ効果的に編成する必要がある。 また、いずれの課程においても各課程にふさわしい教育内容を提供する必要がある。</p> <p>(3) 教育方法 大学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>することが求められます。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする必要があります。</p> <p>この基準では、学士課程、大学院課程（専門職学位課程を含む。）のそれぞれについて、評価を行います。</p> <p>基本的な観点 （学士課程）</p> <p>5-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。</p> <p>5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。</p> <p>5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</p> <p>5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。</p> <p>5-2-② 単位の実質化※）への配慮がなされているか。</p>	<p>授業形態を採用するとともに、教育効果を十分に発揮するために、教育方法の改善に多面的な努力を払う必要がある。</p> <p>学生の学修意欲を促進させるために、適切な履修指導を行うとともに、適切なシラバスを作成し授業計画に基づいて教育研究指導を行い、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講ずることが必要である。</p> <p>履修単位の認定方法に関しては、各授業科目の特徴や内容、履修形態等を考慮し、期待する学習成果を見極めながら、単位制の趣旨に沿った措置をとることが必要である。また、教育の質を保証するために、厳格かつ適正な成績評価を行う必要がある。</p> <p>大学は、教育水準の維持・向上のために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある。</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>5-2-③ 適切なシラバス※）が作成され、活用されているか。</p> <p>5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。</p> <p>5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。</p> <p>5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。</p> <p>5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。</p> <p>5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。</p> <p>5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知さ</p>		

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>れており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。</p> <p>（大学院課程（専門職学位課程を含む。））</p> <p>5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。</p> <p>5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。</p> <p>5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</p> <p>5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。</p> <p>5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。</p> <p>5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p> <p>5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。</p> <p>5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている</p>		

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。</p> <p>5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果※）を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。</p> <p>5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。</p> <p>5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。</p> <p>5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に</p>		

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。		
<p>6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 学習成果についての検証が行われていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取、就職先等の関係者からの意見聴取、その他の方法により、学習成果についての検証を行っているか。</p>	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）※）について評価します。</p> <p>大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学生が享受した、あるいは、将来的に享受するであろう学習成果を、大学は適切な情報を基に把握し、自己評価しなければなりません。</p> <p>教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>また、卒業（修了）後の進学や就職等の進路</p>	<p>4 [教育内容・方法・成果]</p> <p>4 教育内容・方法・成果について</p> <p>(4) 成果</p> <p>大学は、学習成果を的確に評価するために、その評価方法や評価指標の開発に努めなければならない。</p> <p>大学は、いずれの課程においても、明示された学位授与方針に基づき、一定の成果を修めたと認定された学生に対して、学位を授与する必要がある。</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</p> <p>2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることが必要です。</p> <p>各大学や学部・研究科等では、教育の目的や学問分野の特性に応じて、上に記載した方法以外にも適切な方法により学習成果を把握し、自己評価することが望まれます。</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>		
<p>7 施設・設備及び学生支援</p> <p>7-1 学生の学修及び教員の教育研究活動に</p>	<p>基準7 施設・設備及び学生支援</p> <p>7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した</p>	<p>[教育研究等環境]</p> <p>7 大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-9. 教育環境の整備</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>必要かつ十分な学習環境や教育研究環境を整備し、それが有効に活用されていること。</p> <p>7-2 学生への履修に関することに加え、課外活動、就職、生活や経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 学修・教育研究活動のための施設・設備・ICT環境が適切に整備され、有効に活用されているか。</p> <p>② 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</p> <p>③ 自主的に行われる学習のための環境が整備され、有効に活用されているか。</p> <p>④ 学修に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習に関する相談、助言、支援が適切に行われているか。学修継続に困難な状況にある学生への支援が適切に行われているか。</p> <p>⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等が適切に行われているか。</p>	<p>施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、第一に、施設及び設備等について評価します。</p> <p>講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、図書館が整備され、学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供していなければなりません。</p> <p>加えて、自主学習や課外活動のための施設・設備の整備も重要です。これらは同時に、大学の有する資産として、適切に維持・管理されており、安全・防犯に関する体制も整備されていなければなりません。</p> <p>第二に、学生支援について評価します。</p> <p>学生は、大学生活を送る上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問</p>	<p>に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。</p> <p>〔学生支援〕</p> <p>6 大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。</p> <p>7 教育研究等環境について</p> <p>大学は、教育研究組織の規模や特性に応じて、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備するとともに、大学の理念・目的を実現するために適切な施設・設備等を整備し、学生の学修と教員の教育研究環境を整えなければならない。とりわけ使用者の安全・衛生の確保に万全を期すとともに、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めることが重要である。</p> <p>大学は、適切な規模の図書館を配備し、質・量ともに十分な水準の学術情報資料を系統的に集積し、その効果的な利用を促進する必要がある。また、図書館ネットワーク等を利用した、国内外の教育研究機関との学術情報の相互提供システムを構築することも重要である。</p>	<p>2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理</p> <p>2-9-②授業を行う学生数の適切な管理</p> <p>2-3. 学修及び授業の支援</p> <p>2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実</p> <p>2-5. キャリアガイダンス</p> <p>2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備</p> <p>2-7. 学生サービス</p> <p>2-7-①学生生活の安定のための支援</p> <p>2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。</p>	<p>題を解決することは困難であり、大学としては学生の抱える問題やニーズを把握するとともに、適切な支援を行うことが必要です。学生が抱える問題等としては、授業の履修、学習に関するもの、生活、就職に関するもの、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の整備が必要です。また、学生の部活動や自治会活動等の課外活動は広い意味での大学教育の一環として重要であり、これらの課外活動が円滑に行われるよう支援が必要です。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等が考えられ、学生支援として必要な要素です。留学生、社会人学生、障害のある学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要です。</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。</p> <p>7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。</p> <p>7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑</p>	<p>大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、また、研究倫理に関する規定類を明文化するなど、教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整備する必要があります。</p> <p>6 学生支援について</p> <p>大学は、幅広く深い教養と専門的知識を身につけた人材を育成するという責務を果たすことが求められる。また、大学における学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行う必要がある。そのために大学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明確にする必要がある。</p> <p>学生の修学支援として、補習・補充教育の実施、障がい学生に対する修学支援等の充実に加え、学生生活の安定</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。</p> <p>7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。</p> <p>7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。</p> <p>7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</p> <p>7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。</p> <p>7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況</p>	<p>のために大学独自の奨学基金を設置し、これを適切に運用するほか、学外の奨学金の受給に関わる相談や取り扱い業務を充実させるなど、経済的支援が重要である。</p> <p>学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。また、学生の住環境に配慮することも望まれる。さらに大学は、学生が快適で安全な学生生活を送れるように、学生の人権を保障し、ハラスメントがないよう十分に配慮する必要がある。</p> <p>学生の進路支援として、キャリア支援に関する組織体制を整備し、進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施することが必要である。</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。</p> <p>7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。</p>		
<p>8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 大学の理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、自己点検や評価の結果に基づいて教育の質の改善・向上を図っていること。</p> <p>8-2 教育の質の改善・向上の取組みが継続的に実施され、機能していること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 学生の学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>② 教員、教育支援者及び教育補助者が相互に日常的にコミュニケーションをとることによって、教育の質の改善・向上が具体的かつ継続的に適切な形で行われているか。</p> <p>③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて適切な形で活かされているか。</p> <p>④ FDを実質化し、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けているか。</p> <p>⑤ 事務職員等を含む教育支援者や教育補</p>	<p>基準8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、教育の内部質保証システムについて評価します。</p> <p>教育の目的を達成するためには、教育の状況について継続的に点検・評価し、その教育の質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことが求められます。そのためには、教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、実際に機能していることが必要です。点検・評価に際しては、大学内外の関係者の意見を採り入れることも重要です。</p>	<p>[内部質保証]</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>10 内部質保証について</p> <p>大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。</p> <p>また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続きを明確にする必要がある。</p> <p>また、内部質保証システムを十全に</p>	<p>基準4. 自己点検・評価</p> <p>領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性</p> <p>本基準の趣旨</p> <p>自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。</p> <p>また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。</p> <p>4-1. 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>また、教員に対する研修や相互授業参観等のファカルティ・ディベロップメント（FD）※）、教育支援者及び教育補助者への研修等、その資質向上を図るための取組が適切に行われ、それらが機能していることが必要です。</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。</p>	<p>4-1-②自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2. 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3. 自己点検・評価の有効性</p> <p>4-3-①自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>9 財務基盤及び管理運営</p> <p>9-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、かつ財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>9-2 大学が自らの機能強化と改革を推進するための適切な大学ガバナンス体制が整備され、機能していること。</p> <p>9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価等により、継続的な改善が行われていること。</p> <p>9-4 大学設置・管理組織との間で共通認識を形成し、資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる財政基盤及び経常的収入が確保されているか。</p> <p>② 大学の目的を達成するため、収支に係る計画等が適切に策定され、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</p> <p>③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</p> <p>④ 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行</p>	<p>基準9 財務基盤及び管理運営</p> <p>9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</p> <p>9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、第一に、財務基盤や財務運営について評価します。</p> <p>大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠です。教育研究活動を組織として、将来にわたって適切かつ安定的に展開するためには、安定した財務基盤が必要となります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、一定の入学者数を確保する必要があります。また、危機管理として、予測不可能な外的環境の変化等に対して、適当な自己資本（資金・資産）を保有しておくこと等も必要となります。各大学は、各種財源から収入を得て、それを管理・運用し、それぞれ目的に応じて予算を配分しますが、その際に、明確な計画、配分の方針が策定され、</p>	<p>〔管理運営・財務〕</p> <p>9 大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。</p> <p>9 管理運営・財務について</p> <p>(1) 管理運営</p> <p>大学は、理念・目的を実現するために、明確な中・長期の管理運営方針を策定するとともに、それを構成員に周知させる必要がある。その際、同方針において民主的かつ効果的な大学の意思決定プロセスが担保される必要がある。また、わが国においては、大学の多くが教学組織と法人組織で構成されている現状に鑑みて、両者の権限と責任を予め明確にしておく必要がある。</p> <p>管理運営は、関係法令に基づいて明文化された規定に従い、適切・公正にこれを行う必要がある。その一環として、学長、学部長、研究科長、理事等の権限と責任を明確化し、それらの任</p>	<p>基準3. 経営・管理と財務</p> <p>領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と収支、会計</p> <p>本基準の趣旨</p> <p>大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、そのための中長期的な全体計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の執行を管理していかなければなりません。また、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくことが重要です。</p> <p>本基準でいう経営・管理とは、学校法人及び大学における事業のすべてを含みます。今日の大学経営では、教員の仕事と、職員の仕事を原理的に分けて考えることは適当ではなく、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます大事になっており、その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きくなっています。</p> <p>学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的の実現を目指す中長期計画</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>える組織形態となっているか。</p> <p>⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。</p> <p>⑥ 危機管理等に係る体制が整備されているか。</p> <p>⑦ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを把握すると同時に、教職員に対し問題意識の共有がなされているか。</p> <p>⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、管理運営に関わる職員の資質の向上のための研修等の取組が組織的に行われているか。</p> <p>⑨ 大学の管理運営について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われ、評価結果がフィードバックされているか。</p> <p>⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人理事会との間で大学の教育研究の発展の方向性について共通認識を形成し、活動資金や人的資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされているか。</p> <p>⑪ 社会に対し、公教育機関として公的資金の提供に関する合意を形成し、大学の設置運営に関する妥当な情報提供ができていますか。</p>	<p>履行されていなければなりません。加えて、大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されている必要があります。</p> <p>第二に、管理運営体制・事務組織について評価します。</p> <p>教育研究の目的達成のためには、事務組織を含めた管理運営組織が教育研究等に関わる活動を支援、促進すべく有機的に機能していることが重要です。予測不可能な外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理体制の整備も不可欠です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的に運営することが必要です。さらには、大学内外の関係者の意見やニーズを把握した上で、組織として、迅速で的確な意思決定を行う必要もあります。</p> <p>また、基準8「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価しますが、本基準においては、大学の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているかを評価します。</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を</p>	<p>免方法および任免は適切に行う必要がある。</p> <p>大学は、大学業務を円滑かつ効果的に行うために、適切な事務組織を設置し、これを十分に機能させなければならぬ。事務組織は、学生に対する支援と大学の教育研究の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成されるとともに、積極的に企画・立案能力を発揮し、大学運営を総合的に行える環境を整備する必要がある。そのためには、職員の採用・昇格に関する諸規程の整備等による優秀な人材の確保に加え、適正な業務評価に基づく処遇改善やスタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する必要がある。</p> <p>(2) 財務</p> <p>大学は、教育研究を安定して遂行し、かつ中・長期の管理運営方針を実施するために、明確な中・長期財政計画のもと、必要かつ十分な財政的基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与するとともに、世界の人材養成と学術研究を先導することができ</p>	<p>も、適切な財務計画と一体になってはじめて実効性を持ち得ます。また、会計の適正な処理や財務情報の適切な開示は、大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために不可欠なことです。</p> <p>3-1. 経営の規律と誠実性</p> <p>3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明</p> <p>3-1-②使命・目的の実現への継続的努力</p> <p>3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守</p> <p>3-1-④環境保全、人権、安全への配慮</p> <p>3-1-⑤教育情報・財務情報の公表</p> <p>3-2. 理事会の機能</p> <p>3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性</p> <p>3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ</p> <p>3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>有しているか。また、債務が過大ではないか。</p> <p>9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。</p> <p>9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。</p> <p>9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</p> <p>9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</p> <p>9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。</p> <p>9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。</p>	<p>る教育研究水準を維持していくための基盤整備を図ることが求められている。そのため、大学の安定的な財政運営には、特段の配慮が必要である。</p> <p>大学財政は、授業料収入への過度の依存を避け、授業料以外の財源の確保を図ることが教育研究水準の維持・向上にとって必要である。そのため、学外からの資金を受け入れるための組織・体制を整備し、その受け入れに積極的に取り組むことが重要である。</p>	<p>能性</p> <p>3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮</p> <p>3-4. コミュニケーションとガバナンス</p> <p>3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化</p> <p>3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性</p> <p>3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営</p> <p>3-5. 業務執行体制の機能性</p> <p>3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保</p> <p>3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性</p> <p>3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意</p> <p>3-6. 財務基盤と収支</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。</p> <p>9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。</p> <p>9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。</p> <p>9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。</p>		<p>3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立</p> <p>3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保</p> <p>3-7. 会計</p> <p>3-7-① 会計処理の適正な実施</p> <p>3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施</p>
<p>10 教育情報等の公表</p> <p>10-1 大学の教育研究活動等についての情報を適切に公表することにより、説明責任が果たされていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。</p> <p>② 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p> <p>③ 情報の公表のプロセスを通じて、大学の構成員が自大学への認識をより深めることのできる取組みがなされているか。</p>	<p>基準 10 教育情報等の公表</p> <p>10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。</p> <p>趣旨</p> <p>大学は公的な教育研究機関として、大学に係る者（ステークホルダー）に対し、その教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公開することにより、説明責任を果たすことが求められます。大学に係る者は、入学志願者、在学者、保護者、卒業（修了）生の雇用者に加え、納税者等社会一般が考えられ、多様であり、それぞれが求めている情報も多種多様で</p>	<p>（再掲）</p> <p>10 内部質保証について</p> <p><u>大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。</u></p> <p><u>また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとともに、改善・改革を行うことのできる組織でなければならない。大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学は自らの質を保証</u></p>	<p>（再掲）</p> <p>基準 4. 自己点検・評価</p> <p>領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性</p> <p>本基準の趣旨</p> <p>自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>す。この基準では、これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価します。</p> <p>大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的は、社会に対して公表され、構成員に周知されていることが必要です。</p> <p>また、教育に関する基本方針、すなわち、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針が公表され、入学志願者に対してどのような能力や適性等を求めているのか、在学生に対してどのような教育を行い、卒業（修了）生にはどのような知識・技能・態度等を身に付けさせようとしているのか等の情報が、大学に関係する者に提供されていることが求められます。</p> <p>さらに、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育活動の状況に関する基本的な情報はもとより、自己点検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状況に関する情報が適切に公表されていることが必要です。</p> <p>基本的な観点</p> <p>10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されている</p>	<p><u>する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、内部質保証に関する方針と手続きを明確にする必要がある。</u></p> <p>また、内部質保証システムを十全に機能させるためには、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための工夫を講じるとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革に繋げることが重要である。</p>	<p>また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。</p> <p>4-1. 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-②自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2. 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p><u>4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</u></p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>か。</p> <p>10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。</p> <p>10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。</p>		
<p>11 特色ある研究の推進</p> <p>11-1 大学の目的及び重点を置く機能に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>11-2 大学の目的及び重点を置く機能に照らして、特色ある研究活動が活発に行われており、成果が上がっていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。</p> <p>③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組みが行われているか。</p> <p>④ 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。</p> <p>⑤ 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。</p>	<p>選択評価事項 A 研究活動の状況</p> <p>A-1 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>A-2 大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。</p> <p>趣旨</p> <p>大学は優れた人材の育成を担うとともに、幅広い研究活動によって、広く社会・経済・文化の発展を支える役割を社会から期待されています。</p> <p>大学が研究活動を継続して活発に進めるためには、研究を実施する体制及びその支援・推進を行う体制の整備、研究推進の施策の実施が不可欠です。同時に、大学は、現在の研究活動や研究成果の状況及び社会・経済・文化の領域への効果についての的確に把握し、研究活動の改</p>		

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>⑥ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。</p>	<p>善や向上を図り、それらを社会に対して広く示していくことを求められています。</p> <p>選択評価事項Aは、このような大学の研究活動に関する全般的状況の評価を希望する大学に対応するために設けられているものです。</p> <p>この選択評価事項では、まず、研究活動に関する大学の目的に照らして、研究を実施する体制、それを支援・推進する体制、研究推進のための施策の実施状況（組織内の資源配分に関する措置や研究に関わる規定の策定等）、研究活動のシステムが、それぞれ適切に整備され、機能しているかを評価します。</p> <p>さらに、成果物の刊行、共同研究の状況、競争的研究資金への応募状況等を踏まえた研究活動の活発さ、競争的研究資金の獲得状況、外部評価や受賞状況等から判断した研究の質の状況、研究成果の活用状況等の分析から明らかにされた社会・経済・文化的な貢献について、それぞれ大学の目的に照らして評価します。</p> <p>なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。</p> <p>基本的な観点</p> <p>A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>A-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。</p>		

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>A-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。</p> <p>A-2-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。</p> <p>A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。</p> <p>A-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。</p>		
<p>12 地域の要請を踏まえた教育・研究</p> <p>12-1 大学の目的に照らして、地域の要請を踏まえた教育研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>12-2 地域の要請を踏まえた教育研究活動が活発に行われており、成果が上がっていること。</p> <p>12-3 教育研究活動の成果の地域への還元が適切に行われていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 大学の目的・機能に照らして、地域の要請を適切に把握し、それを踏まえた計画や具体的方針を定め、適切に公表・周知して</p>	<p>選択評価事項B 地域貢献活動の状況</p> <p>B-1 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。</p> <p>趣旨</p> <p>大学は、正規課程の学生に対して教育活動を実施し、優れた人材を育成するとともに、研究活動を行い、その成果を研究論文・著書・作品等として社会に提供することが求められています。近年では、このような教育・研究活動に加えて、大学の有する知的資源を様々な形で活用し、より開かれた大学として、社会に貢献することが求められるようになってきてい</p>	<p>〔社会連携・社会貢献〕</p> <p>8 大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。</p> <p>8 社会連携・社会貢献について</p> <p>大学は、その知的資源をもって学外の教育研究機関および企業・団体、地域等との連携・協力を促進する必要がある。さらに、大学が生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するシステムを構築することが期待される。</p> <p>大学は、これらのことを前提に、特</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>いるか。</p> <p>② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。</p> <p>③ 地域の満足度等に照らして活動の成果が上がっているか。</p> <p>④ 地域の要請を踏まえた教育研究活動の実施の評価体制整備を行うと同時に、改善のための取組みが行われているか。</p>	<p>ます。選択評価事項Bにおいては、このような大学の社会貢献活動、とりわけ、地域貢献活動について評価します。</p> <p>地域貢献活動としては、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の正規課程の学生以外への教育サービスのほか、博物館等の公開、図書館開放のような学習機会の提供等が考えられます。また、産業界との協力による地域産業の振興への寄与や、国・地方公共団体・民間団体との連携による地域社会づくりへの参画等も考えられます。大学によっては、このような地域貢献活動を大学の重要な目的の1つとして位置付けている場合もありますので、そのことが大学の目的に明示されていれば、本評価事項の評価対象とすることができます。</p> <p>この選択評価事項では、地域貢献活動に関わる目的の達成状況について、目的・計画の策定と公表・周知、実際の活動内容や方法の適切性、活動の成果、改善のためのシステム等の観点から評価を行います。</p> <p>基本的な観点 B-1-① 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。 また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。</p>	<p>性に応じた、社会との連携・協力に関する方針を定めるとともにこれを明示する必要がある。</p> <p>とりわけ国際化への積極的な対応を理念・目的の中に掲げる大学においては、国際社会への貢献として、研究成果を国際学術誌等に速やかに公開すること、学外の研究者・留学生との情報交換・交流に努めること、途上国への知識・技術の供与等に努めることが期待される</p>	

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
	<p>B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。</p> <p>B-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。</p> <p>B-1-④ 改善のための取組が行われているか。</p>		
<p>1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善</p> <p>1-1 大学が受審し、すでに公表された自己点検評価、認証評価結果を踏まえて、大学として積極的に改善を行っていること。</p> <p>1-2 すでに結果が公表された認証評価が実施された以降に行った組織改革等により設置された新たな組織等に関し、大学として従来の組織と同様に質保証を行っていること。</p> <p>1-3 すでに結果が公表された認証評価の実施を踏まえて、引き続き大学が自ら改善すべき課題を把握する作業を継続し、その内容を明らかにしていること。</p> <p>1-4 新たに明らかとなった改善すべき点について対応の方向性を組織として定めていること。</p> <p>1-5 大学は、認証評価の結果について、評価者をはじめとする様々な関係者と継続的な意見交換を実施するなど質保証のための対話を行っていること。</p>			

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>1-6 大学の教育研究活動等についての情報を適切に公表することにより、教育研究活動等の総合的な状況について常に説明責任が果たされていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① すでに公表された認証評価（以下、認証評価とする）の結果によって改善が求められた点について、大学としての方針を明確に定めることにより、適切な判断のもと改善の実施の有無の判断を含め対応を行っているか。</p> <p>② 認証評価が実施された以降に行った組織改革等により設置された学部・学科・その他の組織について、認証評価結果に照らして同様の質保証の取組みを大学組織全体として行ない、成果が上がっていることを確認しているか。</p> <p>③ すでに結果が公表された認証評価の実施を踏まえて、引き続き地域や社会、学生等からの要請を適切に受け止め、改善すべき点について把握し、その内容を明らかにするための体制整備がなされているか。</p> <p>④ 新たに明らかにした改善すべき点について学内構成員間での共有がなされているか。</p> <p>⑤ 新たに明らかにした改善すべき点について、改善の方向性を定め、具体的な取組みを進める計画が定められているか。</p>			

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>⑥ 改善に関するプロセス全体について社会に情報発信ができていますか。</p> <p>⑦ 認証評価の結果を不断の大学改革に結びつけるための、学内、学外関係者、評価機関等との意見交換等、質保証のための対話を継続しているか。</p> <p>⑧ 教育情報の公表の項目や公表プロセスを常に点検し、教育研究活動等の総合的な状況について常に説明責任を果たしているか。</p>			
<p>2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進</p> <p>2-1 大学がその設置の目的を果たすために、特に重点を置く機能を明らかにし、その機能を強化することによって教育研究の成果が適切に上がっていること。</p> <p>2-2 大学が特に重点を置く機能に照らして優位な成果が上がっている教育研究活動について、さらなる改善や情報発信が行われていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 大学設置の目的を学内構成員や地域社会、学生等と共有した上で、特に重点を置く機能を明らかに示しているか。</p> <p>② 特に重点を置く機能が、地域社会、学生等の要請に適合し、大学の行っている教育</p>			<p>使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価</p> <p>評価機構が定める4つの「基準」は、大学として基本的・共通的な最小限のものです。</p> <p>この4つの「基準」以外に、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。</p>

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>研究活動との間で整合性がとれているか。</p> <p>③ 特に重点を置く機能に関する教育研究の成果が上がり、その成果を大学の優位点として存在感を示すものとなっているか。</p> <p>④ 大学が優位点とする教育研究の成果について、その内容をさらに検証し、改善活動を行うと同時に、その成果と改善に関して適切に情報発信がなされているか。</p>			
<p>3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス（財務基盤及び管理運営）</p> <p>3-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、かつ財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>3-2 大学が自らの機能強化と改革を推進するための適切な大学ガバナンス体制が整備され、機能していること。</p> <p>3-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価等により、継続的な改善が行われていること。</p> <p>3-4 大学設置・管理組織との間で共通認識を形成し、資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされていること。</p> <p>【基本的観点】</p> <p>① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる財政基盤及び経常的収入が確保されているか。</p>			

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>② 大学の目的を達成するため、収支に係る計画等が適切に策定され、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</p> <p>③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。</p> <p>④ 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。</p> <p>⑥ 危機管理等に係る体制が整備されているか。</p> <p>⑦ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを把握すると同時に、教職員に対し問題意識の共有がなされているか。</p> <p>⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、管理運営に関わる職員の資質の向上のための研修等の取組が組織的に行われているか。</p> <p>⑨ 大学の管理運営について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われ、評価結果がフィードバックされているか。</p> <p>⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人理事会との間で大学の教育研究の発展の</p>			

「大学評価基準（第1次素案）」	大学機関別認証評価 大学評価基準（大学評価・学位授与機構）	「大学基準」およびその解説（大学基準協会）	大学評価基準（日本高等教育評価機構）
<p>方向性について共通認識を形成し、活動資金や人的資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされているか。</p> <p>① 社会に対し、公教育機関として公的資金の提供に関する合意を形成し、大学の設置運営に関する妥当な情報提供ができているか。</p>			